

「富士見町いのち支える自殺対策計画」を策定しました

問 住民福祉課 保健予防係(保健センター内) ☎62-9134

●「富士見町いのち支える自殺対策計画」とは

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、様々な社会的要因が絡み合っています。そのため、自殺を「個人の問題」ではなく「社会の問題」としてとらえ、誰も自殺に追い込まれることのない富士見町（自殺者ゼロ）を目指し、生きることを包括的に支援する自殺対策計画を策定しました。
悩みを抱えている方や困っていることがある方はご相談ください。

●施策の内容

○地域におけるネットワークの強化

自殺対策を総合的に推進するため、関係機関と連携・協働する仕組みを構築します。

○自殺対策を支える人材の育成

早期支援のための「気づき」のできる人材育成に取り組みます。

○町民への啓発と周知

「自殺に追い込まれる危機に陥った場合は助けを求める」ということが町民の共通認識となるよう啓発を行うとともに、必要な支援につなげられるよう相談窓口を周知します。

○生きることへの支援

生きることを支援する取り組みを進め、生きやすい地域を目指します。

○対象者に合わせた支援

町の実態から子ども、働く世代、高齢者、生活困窮者への支援を重点施策として取り組みます。

この計画の詳細は町ホームページ (<http://www.town.fujimi.lg.jp/>) か、窓口（保健センター）でご覧いただけます。

国保
だより

4月より国民健康保険料の 賦課限度額・軽減判定所得が改正されます

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

制度改正により、4月から国民健康保険料の賦課限度額及び低所得者に対する保険料の軽減判定所得が改正されます。

●賦課限度額の改正

国民健康保険料の賦課限度額が下記のとおり改正されます。

対象となるのは、基礎賦課額（医療分）です。【賦課限度額：93万円 → 96万円】

賦課区分	改正前	改正後
基礎賦課額	58万円	61万円
後期高齢者支援金賦課額		19万円
介護納付金賦課額		16万円
計	93万円	96万円

●保険料の減額の対象となる所得基準の改正

保険料の均等割・平等割にかかる軽減判定所得が下表のとおり改正されます。

軽減判定区分	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額(33万円)	
5割軽減基準額	基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × 被保険者数	基礎控除額(33万円) + 28万円 × 被保険者数
2割軽減基準額	基礎控除額(33万円) + 50万円 × 被保険者数	基礎控除額(33万円) + 51万円 × 被保険者数